令和８年（フ）第１１１２号
福岡市早良区内野５丁目８番33号
破産者　西山　晴香
1　決定年月日　令和８年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１０号
石川県羽咋郡志賀町赤住９の68番地（従前の住所）石川県金沢市八日市１丁目144番地（ＮＯＯＫＭ16・307号）
破産者　堀　　里奈
1　決定年月日　令和８年９月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所七尾支部

令和７年（フ）第１６２８号
福岡県遠賀郡水巻町杁二丁目１番16号　グレイス105号、前住所北九州市戸畑区中原西二丁目６番11号
破産者　佐藤　兼一
1　決定年月日　令和８年９月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第６１４号
福岡県春日市春日公園１丁目43番地　春日公園団地14棟104号
破産者　金子　哲也
1　決定年月日　令和８年９月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第２６号
福岡県筑後市大字下妻551番地２
破産者　井口　昌彦
1　決定年月日　令和８年９月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所八女支部破産係

令和８年（フ）第２８号
福岡県八女市大籠43番地１　池田ハイツⅠ201号
破産者　山口　有基
1　決定年月日　令和８年９月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所八女支部破産係

令和７年（フ）第１１４号
長崎県大村市上諏訪町911番地21　カサグランデ上諏訪101号
破産者　宮本　真由美
1　決定年月日　令和８年９月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所大村支部破産係

令和８年（フ）第２９号
長崎県諫早市高来町船津72番地
破産者　田中　陸也
1　決定年月日　令和８年９月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所大村支部破産係

令和８年（フ）第４０号
長崎県大村市岩松町965番地６
破産者　大森　　愼
1　決定年月日　令和８年９月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所大村支部破産係

令和８年（フ）第６３号
長崎県諫早市馬渡町６番地80
破産者　重久　義廣
1　決定年月日　令和８年９月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所大村支部破産係

令和７年（フ）第２４６号
福島県いわき市平字胡摩沢108番地の２　ドゥエル胡摩沢Ⅱ－Ｂ
破産者　中西　桃子
1　決定年月日　令和８年９月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所いわき支部

令和８年（フ）第４９号
福島県いわき市遠野町滝字小久保６番地
破産者　吉田　　透
1　決定年月日　令和８年９月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所いわき支部

令和８年（フ）第８６号
福島県いわき市常磐西郷町金山215番地
破産者　鈴木　康司
1　決定年月日　令和８年９月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所いわき支部

令和７年（フ）第１３４号
富山市安養坊240番地１
破産者　焼鳥　楽　こと　酒井　喜久雄
1　決定年月日　令和８年９月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所民事部

令和７年（フ）第１５７号
富山市経堂二丁目195番地　フラワーヴィレッヂⅡ202号
破産者　西嶋　雅則
1　決定年月日　令和８年９月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所民事部

令和８年（フ）第１０８１号
福岡市中央区今川１丁目12番34号　ふぁみーる白石403号
破産者　松藤　桂一
1　決定年月日　令和８年９月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第７３５号
札幌市白石区栄通14丁目３番14号　ソニアパレス壱番館203号
破産者　常本　友志
1　決定年月日　令和８年９月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第３７号
北海道岩見沢市美園一条２丁目１番９号
破産者　畠山　豊隆
1　決定年月日　令和８年９月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所岩見沢支部

令和８年（フ）第７０号
栃木県佐野市小見町636番地
破産者　カネコ木工こと　金子　隆之
1　決定年月日　令和８年９月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所足利支部